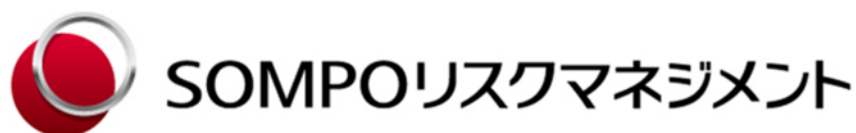


環境経営調査の結果報告書 (2023年度「ぶなの森 環境アンケート」)



2024年4月



当レポートは、ESG 調査分野で国内有数の実績を持つ専門のリーサー会社であるSOMPOリスクマネジメントが作成したレポートをSOMPOアセットマネジメントが再構成したものです。

内容

1. ESG 投資を取り巻く環境	3
(1)最近の ESG 投資の動向	3
(2)ESG 情報の開示に関する国内外の動向	6
(3)東証要請「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」	8
2. SOMPOグループの ESG 運用プロダクトの概要	10
(1)損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称 ぶなの森)【主に個人投資家様向け】	11
(2)サステナブル運用【機関投資家様向け】	12
3. 「ぶなの森 環境アンケート」の概要	13
(1)分析の概要とプロセス	13
(2)環境経営調査の分析・評価の視点	14
(3)不祥事情報のモニタリング	15
4. 「ぶなの森 環境アンケート」集計結果の概要	16

1. ESG 投資を取り巻く環境

急速な拡大を遂げてきた ESG 投資について、「転機を迎えている」とする論調が、昨今、多く見られるようになりました。特に、米国では政治的な背景から「反 ESG」を推し進める動きが加速し、世界最大手の資産運用会社である米国ブラックロックのラリー・フィンク最高経営責任者 (CEO) が 2023 年 6 月の金融関連イベントで、自身として ESG という用語について「もう使うつもりはない」と述べたことが話題となりました。一方で、欧州では、企業のサステナビリティ情報開示を強化することを目的に発効された「CSRD (企業持続可能性報告指令)」¹⁾ について、一定規模の企業に対し、2024 年の会計年度から適用を開始し、適用企業について段階的に拡大するとした、先進的な動きが続いています。こうした情勢を踏まえ、本稿では、(1) 最近の ESG 投資の動向、(2) ESG 情報の開示に関する国内外の動向、そして 2023 年に大きな話題となった (3) 東証要請「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」、について概説いたします。

(1) 最近の ESG 投資の動向

ESG 投資を推進する国際的組織である GSIA (世界持続的投資連合) が隔年で公表している調査結果によると、2022 年の世界の ESG 投資額は約 30 兆ドルで、前回調査比 14% 減と 2012 年の調査開始以来、初の減少に転じたことが示されました。これは、米国で、ESG ファンドに関する定義の厳格化等で調査方法が見直された結果、投資額がほぼ半減となったことが主因です。一方、米国市場を除いた ESG 投資額は、同 20% 増となり、その中でも日本市場は US ドルベースで同 49% 増、現地通貨ベースで同 59% 増の大幅増となりました。

(USD billions)

地域別	2014	2016	2018	2020	2022
Europe	10,775	12,040	14,075	12,017	14,054
Canada	729	1,086	1,699	2,423	2,358
Australia & New Zealand	148	516	734	906	1,220
Japan	7	474	2,180	2,874	4,289
小計	11,659	14,116	18,688	18,220	21,921
United States	6,572	8,723	11,995	17,081	8,400
合計	18,231	22,839	30,683	35,301	30,321

(billions)

地域別 (現地通貨)	2014	2016	2018	2020	2022
Europe(EUR)	€ 9,885	€ 11,045	€ 12,306	€ 10,730	€ 12,401
Canada(CAD)	\$1,011	\$1,505	\$2,132	\$3,166	\$3,014
Australia & New Zealand(AUS)	\$203	\$707	\$1,033	\$1,295	\$1,680
Japan(JPY)	¥840	¥57,056	¥231,952	¥310,039	¥493,598

図表 1 世界の ESG 投資額の推移²⁾

※GISA では、地域ごとの集計方法や定義の差異・変更等により、横比較や継続的な比較が困難となっている。

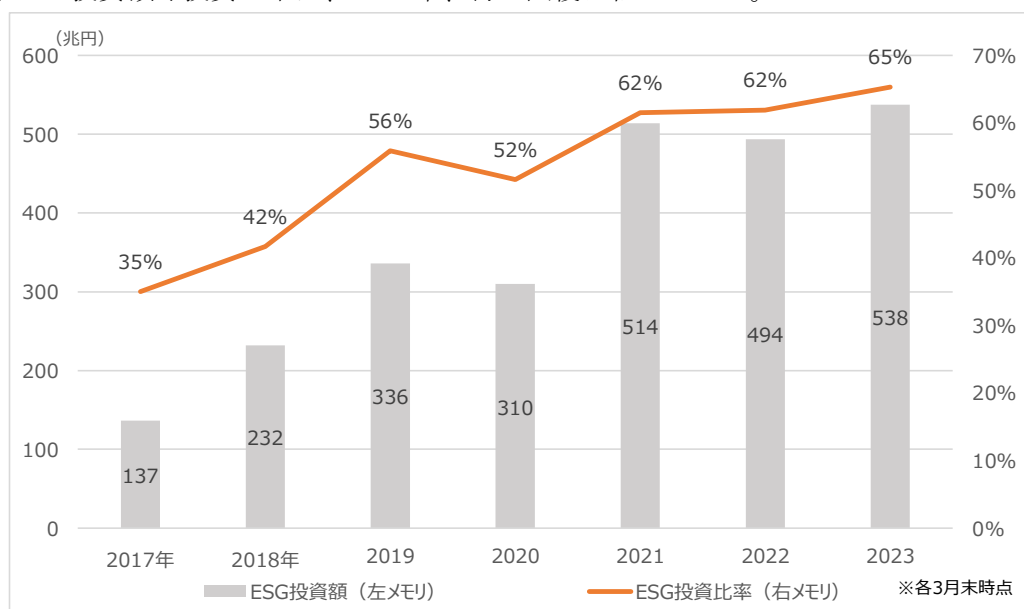
¹⁾ European Union, 「COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU)」, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R2772> (アクセス日 2024/2/2)

²⁾ GSIA 資料より SOMPO リスクマネジメント作成, GSIA, <https://www.gsi-alliance.org/members-resources/gsir2022/> (アクセス日 2024/2/2)

主要地域について見てみると、米国の2022年調査では、投資の意思決定やポートフォリオ構築の一環としてESGを統合していることを目論見書で明示的に言及したファンドをESG投資としてカウントし、「ESG」や「サステナブル」の用語が含まれるだけのファンドはESG投資から除外するとした「ウォッシュ（見せかけ）」への対応が反映された結果となりました。加えて、政治的背景によるESGファンドからの退出やウクライナ危機で加速されたエネルギー価格の高騰によるESGファンドの運用パフォーマンスの低迷等もESG投資額の減少に拍車をかけたものと窺えます。

一方、欧州では、ESG投資に関する定義の変更で一旦減少した2020年と比較して2022年は現地通貨ベースで16%の増加となりました。欧州では、資産運用会社等に対してサステナビリティに関する報告を求めるSFDR（サステナブルファイナンス開示規則）が2021年3月より適用開始され、2022年のESG投資額はSFDRの8条（「環境」「社会」の特性を促進する金融商品）と9条（サステナブルな投資目的を持つ金融商品）のファンドの投資額となっています。

日本のESG投資額について、GISAの報告では、2022年は2020年対比で大きく増加しましたが、2021-2023年の3年間の推移を見れば、概ね横ばい圏となっています（図表2）。JSIF（日本サステナブル投資フォーラム）が2023年12月に公表した「サステナブル投資残高アンケート2023 調査結果速報」³では、回答した国内63機関における2023年のESG投資額は538兆円、回答機関の総運用資産に占めるESG投資の割合は65.3%となりました。欧米同様、ESG投資に関する運用会社における定義の見直しの影響等から、2022年に低下した投資額や投資比率は、2023年、再び回復に転じました。



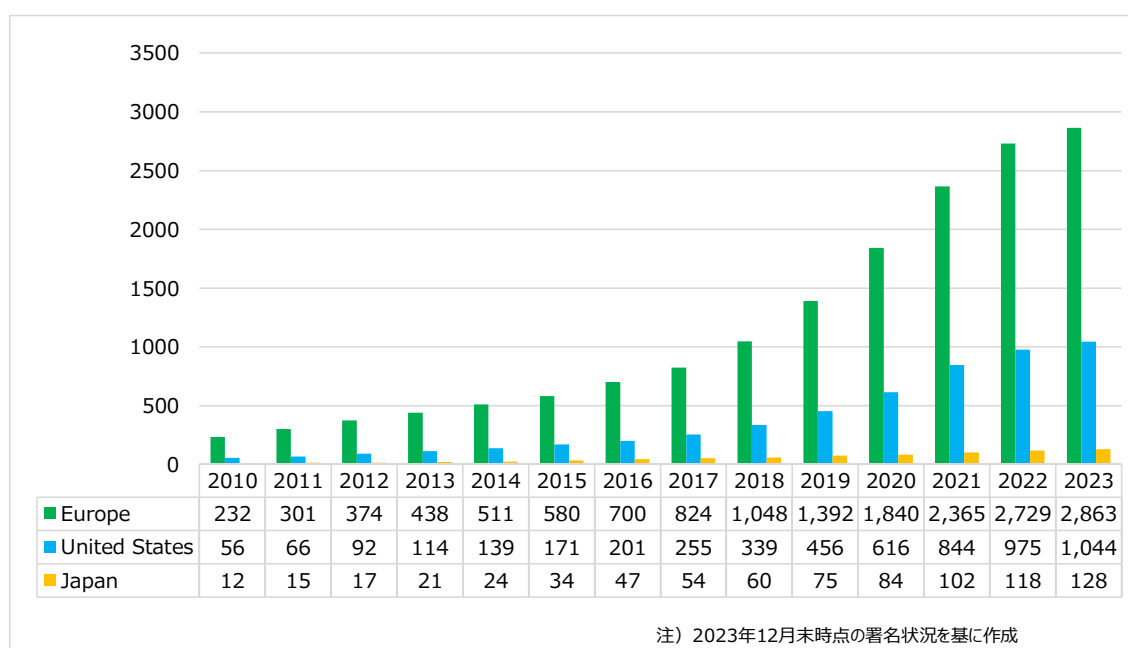
図表 2 日本のESG投資額の推移⁴

³ JSIF, 「サステナブル投資残高調査2023 結果速報」, <https://japansif.com/archives/2757> (アクセス日 2024/1/26)

⁴ JSIF資料によりSOMPOリスクマネジメント作成,

一方で、PRI(国連責任投資原則)の署名機関数を見れば、増加の勢いこそ2021年をピークに鈍化傾向にあります。一方、「反ESG」気運が強まる米国でも2022年から2023年にかけて合わせて200機関の署名が行われたことが確認されています。

日本では、2023年10月、PRIの年次カンファレンスにおいて岸田首相がESG投資を促進すべく公的年金7基金(地方公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、国家公務員共済組合連合会、公立学校共済組合、国民年金基金連合会、私立学校教職員共済、警察共済組合)のPRI署名について言及し、公的年金基金を主導としたESG投資の流れをさらに波及させていくことを強調しています。



図表 3 日米欧のPRI署名機関数(累積)の推移⁵

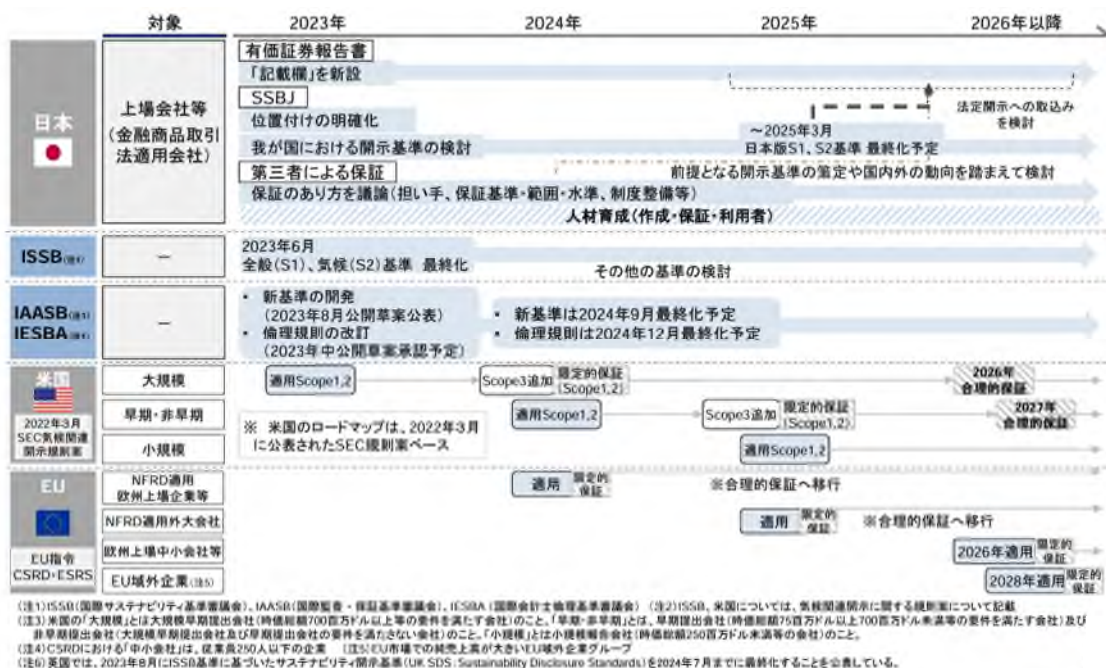
2006年、アナン国連事務総長(当時)が、投資の意思決定にESG要素を組み込む「PRI(責任投資原則)」を提唱したことで、ESGという言葉が広く認知されることとなりました。これは、資本市場を活用し、企業経営を通じて、環境や社会に関する世界規模の問題の解決に繋げようとするもので、企業にとっても地球環境や社会構造の変化に伴い創出される新たな成長機会の獲得やリスクへの対応は中長期の成長見通しを向上させる重要な要素となっています。

近年、ESGに関するリスクと機会を経営に組み込むことは、企業の持続的な成長戦略の根幹にもなりつつあります。企業にとってESGへの取り組みは「持続可能性(サステナビリティ)」の追求であると同時に「経済的利益」の追求であり、そうした企業への投資(ESG投資)の潮流は今後も続くものと考えます。

⁵ PRI資料よりSOMPOリスクマネジメント作成, PRI, <https://www.unpri.org/signatories/signatory-resources/signatory-directory> (アクセス日 2024/2/6)

(2) ESG 情報の開示に関する国内外の動向

次に、企業の情報開示に関する動きについて見ていきます。図表 4 は、金融庁作成のサステナビリティ (ESG) 情報開示のロードマップです (2023 年 8 月時点)。グローバルでは、ISSB (サステナビリティ基準審議会) が、2023 年 6 月にサステナビリティ情報の開示基準として、「全般要求事項 (S1)」と「気候変動 (S2)」を公開し、2024 年 1 月以降の会計年度から適用可能としています。ISSB では、今後の基準策定における優先項目として、生物多様性、人的資本や人権等を検討し、情報収集を進めています。この流れを受けて、日本国内では、SSBJ (サステナビリティ基準委員会) が、遅くとも 2024 年 3 月には ISSB の開示基準に則したサステナビリティ情報開示に関する草案を策定し、2025 年 3 月には日本版 S1, S2 基準として最終化する予定としています⁶。また、サステナビリティ情報の信頼性確保の観点から「保証のあり方」⁷の検討も進められています。



図表 4 サステナビリティ情報(ESG)開示のロードマップ⁸

一方、欧州では、欧州委員会が 2023 年 7 月に CSRD に基づく、ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) に関する規則案を公開しました。CSRD とは、EU のサステナビリティ開示規則で、2014 年より運用されていた NFRD (非財務情報開示指令) を拡充して 2023 年 1 月に発効されました。CSRD は主に事業会社を適用対象とする企業開示の法令で、金融機関や金融商品に関する開示の法令である SFDR と対をなし、環境面での持続可能な経済活動の基準を設定する EU タクソノミーとも連携しています。

⁶ SSBJ, 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」, https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2023_1225_ssbj.pdf (アクセス日 2024/2/7)

⁷ 金融庁, 説明資料 (サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討), https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20240219/1.pdf (アクセス日 2024/2/21)

⁸ (出所) 金融庁, 「今後の金融行政の方向性」, P10, <https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/commissioner/231214.pdf> (アクセス日 2024/2/7)

法的拘束力をもつ CSRD に基づいて各開示項目の詳細な報告基準を示す ESRS では、第一弾として、全てのサステナビリティテーマに適用される 2 つの横断的な基準と ESG それぞれのテーマにおける 10 の報告基準が公表されました。CSRD の適用対象となる企業は、この ESRS に従って報告する義務があり、まずは、従来の NFRD 適用企業について 2024 年 1 月に開始する会計年度から適用が開始され、順次適用企業が拡大されていく予定となっています。なお、CSRD は EU の企業のサステナビリティ (ESG) に関する報告指令ですが、2028 年には EU で一定規模以上の事業を行う EU 域外企業への適用拡大も予定されています。

横断的基準	環境 (E)	社会 (S)	ガバナンス (G)
ESRS1 全般的要求事項	ESRS E1 気候	ESRS S1 自社の従業員	ESRS G1 事業活動
ESRS2 全般的開示事項	ESRS E2 汚染	ESRS S2 バリューチェーンにおける労働者	
	ESRS E3 水と海洋資源	ESRS S3 影響を受けるコミュニティ	
	ESRS E4 生物多様性と生態系	ESRS S4 消費者と最終顧客	
	ESRS E5 資源使用と循環型経済		

図表 5 ESRS の概要⁹

ESRS はグローバル・ベースラインを開発するために設立された ISSB とも高いレベルの整合性を確保していると ESRS 採用に関する Q&A にて解説¹⁰されており、例えば、気候関連の開示に関して、ESRS に従って報告義務のある企業について、ISSB 標準とほぼ同じ情報を報告することが可能であり、両基準の連携により報告の二度手間を省くことが想定されています (ESRS はダブルマテリアリティ、ISSB はシングルマテリアリティを採用する点において違いがある)。EU は ESRS の採用により、ISSB 規格を独自の法的枠組みに統合する点で、サステナビリティ情報 (ESG) の開示において、先行して体制整備を進めるとともに、本規制への対応を通じて、企業の経営変革とサステナビリティへの取り組みが強化されることを目指しています。

開示規則への対応は、企業の持続可能性 (サステナビリティ) に関するリスクや機会の気づきを与えるものであり、またこれらの開示を通じたステークホルダーへの持続可能性に関する不透明要素の払拭が、資本コストの低下という経路を経て、企業価値を向上させるということを改めて認識する必要があると考えます^(※)。

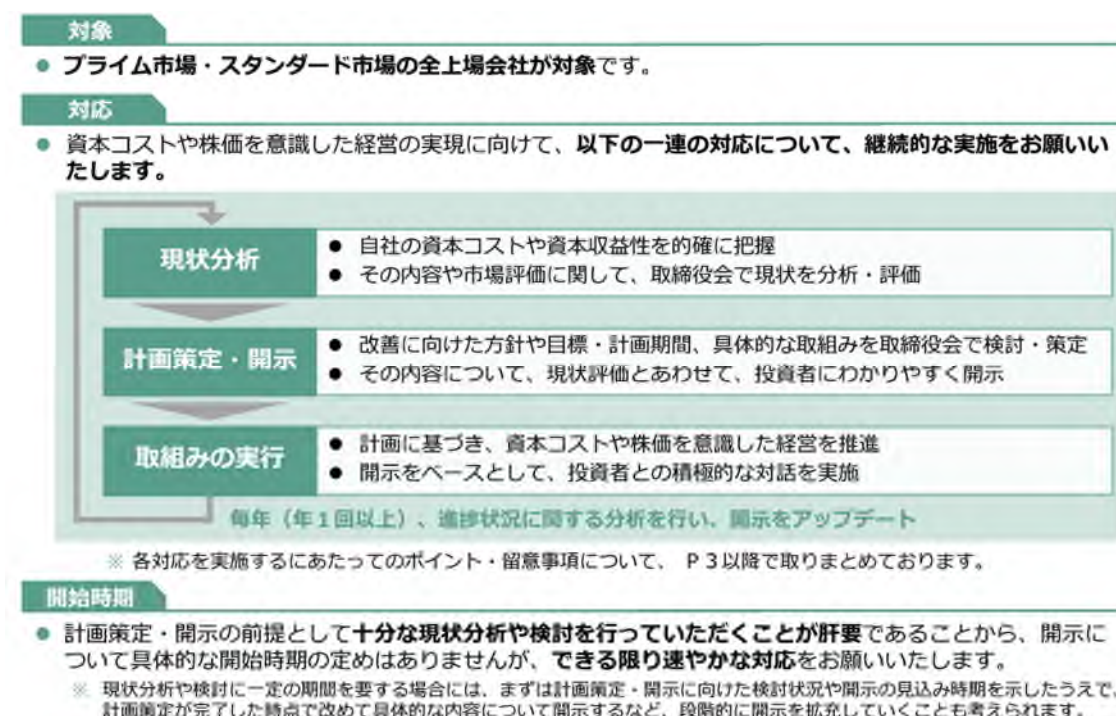
※弊社作成コラム「VUCA時代の企業価値向上-サステナビリティ戦略と情報開示」もご参照ください
<https://www.sompo-rc.co.jp/columns/view/38>

⁹ 欧州委員会の資料より SOMPO リスクマネジメント作成, EFRAG,
<https://www.efrag.org/lab6?AspxAutoDetectCookieSupport=1> (アクセス日 2024/2/8)

¹⁰ European Union, Questions and Answers on the Adoption of European Sustainability Reporting Standards,
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_4043 (アクセス日 2024/2/13)

(3) 東証要請「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」

東京証券取引所（以下、東証）は、2023年3月に、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」等（以下、東証要請）について上場企業への要請を行いました¹¹。東証では、2022年4月の上場市場区分の見直しに伴い、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を設置し、見直しの実効性向上の検討¹²を進めてきました。2023年1月の本会議における論点整理¹³において、「金融資本市場、ひいては日本経済の活性化に向けて、3つの市場区分を活用して、上場維持基準への抵触の懸念のない上場企業に対しても、資本コストを意識した経営の推進等、中長期的な企業価値向上に向けた自律的な取り組みの動機付けとなる枠組み作りを進めるべき」と指摘されたことを踏まえ、今回の東証要請が実施されました。具体的には、資本収益性や成長性への課題に対し、経営層に向け、現状分析、改善に向けた計画策定や開示、取り組みの実行を要請するものとなっています。



図表 6 東証要請の内容¹⁴

今回の要請に関して、特に注目を集めたのが、東証がPBR（株価純資産倍率）1倍割れの企業に対して改めて問題提起をしたことです。東証要請の背景に、プライム市場上場企業の約半数、スタンダード市場上場企業の約6割がPBR1倍割れとなっている状況（要請当時）があり、これまでのダブル・コード（コーポレートガバナンス・コード/スチュワードシッ

¹¹ JPX, 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて, <https://www.jpx.co.jp/news/1020/20230331-01.html> (アクセス日 2024/2/14)

¹² JPX, 市場区分の見直しに関するフォローアップ, <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/index.html> (アクセス日 2024/2/14)

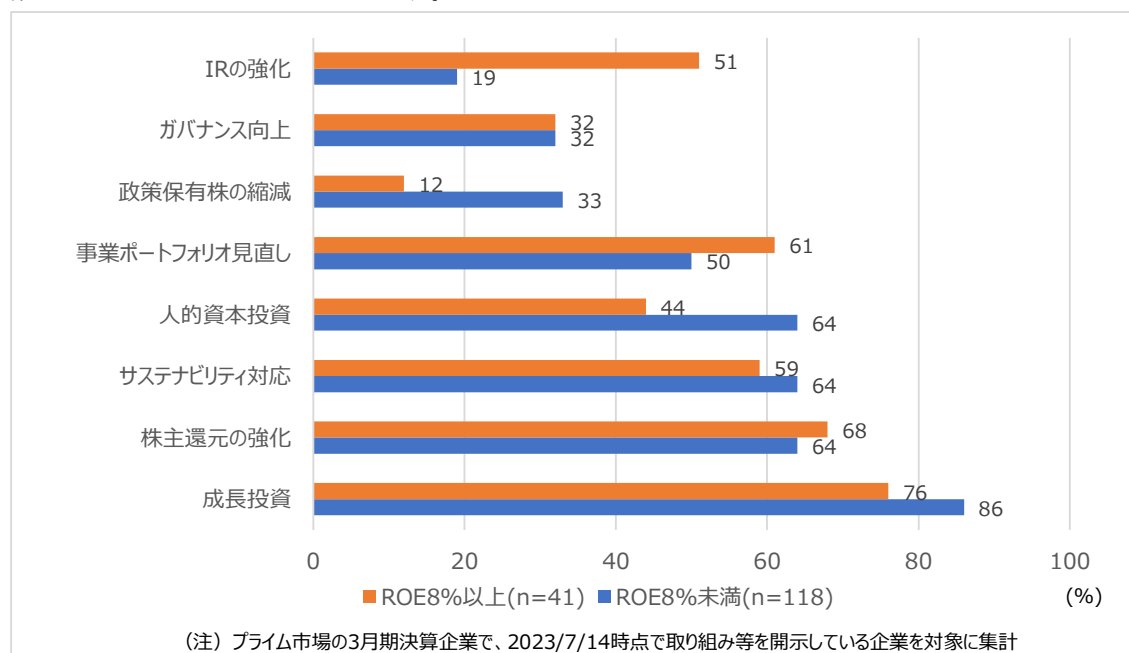
¹³ JPX, 市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理, <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004utt-att/jr4eth0000004vg3.pdf> (アクセス日 2024/2/14)

¹⁴ (出所) JPX, 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について, P2, <https://www.jpx.co.jp/news/1020/cg27su000000427f-att/cg27su00000042a2.pdf> (アクセス日 2024/2/14)

プ・コード) による啓発等でも十分に浸透していない日本企業のガバナンス改革に一石を投じるメッセージとして受け止められています。東証要請では、資本コストや株価を意識した経営を促す観点から、市場の評価 (PBR1 倍割れの解消) をエビデンスとして例示し、要請に実効性を持たせようとしている点で市場関係者から高い関心が寄せられています。

特に、要請のポイントとなるのが、企業は、資本収益性の観点で自社株買いや増配のみの一過性の対応を行うのではなく、「継続して資本コストを上回る資本収益性を達成し、持続的な成長を果たすための抜本的な取り組み」を行うことであり、まさに長期的な企業価値向上を目指した ESG 情報を含む非財務情報との統合思考により企業の成長性や収益性を考え、その戦略を裏付ける情報開示を行うことが求められていると考えます。

図表 7 は、要請後のフォローアップとして 2023 年 10 月に開示された上場会社通知資料の参考資料に掲載された PBR1 倍未満の企業における資本収益性や市場評価の改善に向けた取り組みについて主な項目をグラフ化したものです。該当企業の ROE 水準に関係なく「成長投資」が最大の関心事となっており、次いで、「株主還元の強化」や「サステナビリティ対応」について半数を超える企業が取り組み事例として示しています。また、ROE が比較的高くても PBR1 倍未満の企業について、「IR の強化」、すなわち情報開示の強化を掲げる企業が半数を超えている点は注目されます。



図表 7 PBR1 倍未満企業の主な取り組み内容¹⁵

持続的な企業価値向上とそれを評価する投資家が増加することで株式市場が活性化していくことを、東証要請が後押しすることが期待されます。

¹⁵ JPX 資料より SOMPO リスクマネジメント作成。
「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表の公表について、
<https://www.jpjx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/bkk2ed0000000h3o.pdf> (アクセス日 2024/2/15)

2. SOMPOグループの ESG 運用プロダクトの概要

SOMPOグループは、1999年9月から環境問題に積極的に取り組む企業の株式に投資する投資信託「損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称 ぶなの森)」を発売し、以降、個人投資家や年金基金等の機関投資家向けに様々な ESG ファンドを提供しています。

	名称	各ファンド*で活用されているアンケート調査	
		ぶなの森 環境 アンケート	ESG 経営調査
個人投資家のお客 様向け	損保ジャパン・グリーン・オープン (愛称 ぶなの森)	○	—
	損保ジャパン SRI オープン (愛称 未来のちから)	○	○
	損保ジャパン・エコ・オープン (配当利回り重視型)	○	—
	好循環社会促進日本株ファンド (愛称 みんなのチカラ)	○	—
年金基金・ 機関投資家のお客 様向け	グリーン運用	○	—
	サステナブル運用	○	○
	SRI 運用	○	○
	インパクト運用	○	—

※ 日本株式のみ。ESG ファンドラインナップの詳細は、
https://www.sompo-am.co.jp/institutional/csr/sri_fund.html をご覧ください。

図表 8 SOMPOグループの主な ESG ファンド一覧

SOMPOリスクマネジメント株式会社(以下、SRM)が実施する「環境経営への取り組みに関するアンケート(通称:ぶなの森 環境アンケート)」の環境経営に関する分析結果は、日本の公募型 ESG ファンドの草分け的存在の「損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称 ぶなの森)」(2023年12月末時点の純資産残高:約395億円)をはじめ、複数のファンドに活用されています。

また、「ESG経営調査¹⁶」は、「ぶなの森 環境アンケート」の結果とともに、「サステナブル運用」や「損保ジャパン SRI オープン(愛称 未来のちから)」等の運用に活用されています。「サステナブル運用」は、公的年金等に採用されており、その資産残高1,900億円を超える規模となっています(2023年12月末時点)。

以下、主要な ESG ファンドの概要について説明します。

¹⁶ 2020年10月1日付で、(株)インテグレックスの「社会的責任投資(SRI)のための調査事業(インテグレックス調査)」はSOMPOリスクマネジメント(株)に事業譲渡され、「ESG経営調査」として継承されています。

(1) 損保ジャパン・グリーン・オープン(愛称 ぶなの森)【主に個人投資家様向け】

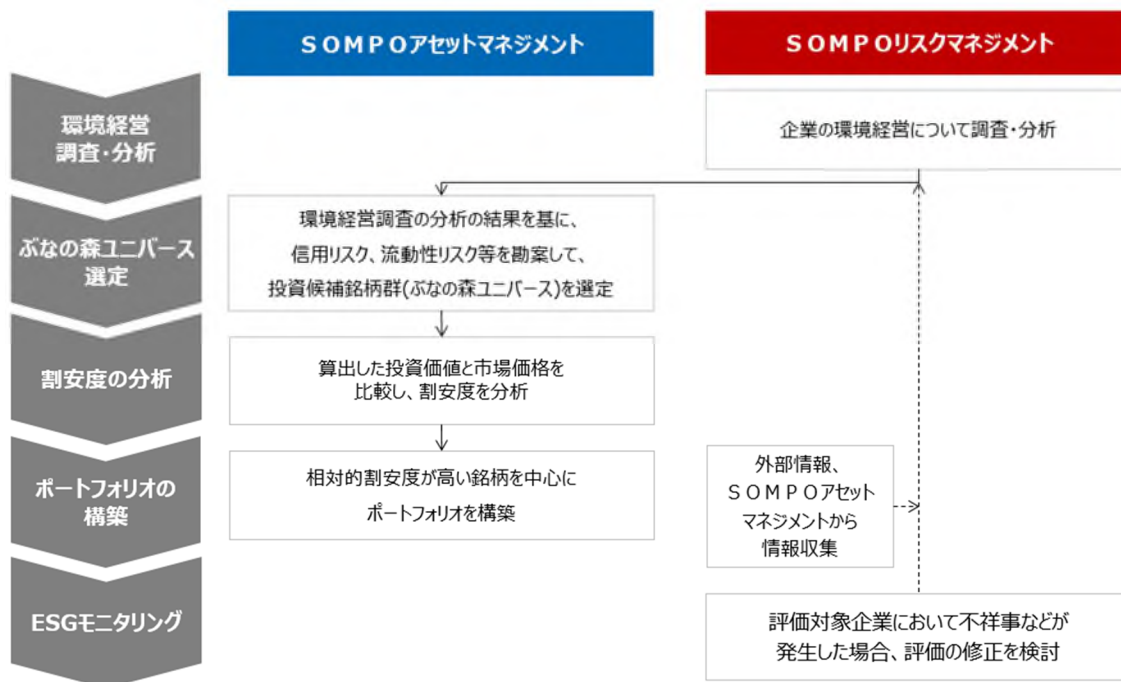
本ファンドは、「環境経営に積極的に取り組む企業の企業価値は中長期的に上昇していく」との視点から、環境問題への取組状況と本来の投資価値の両面から分析し、評価の高い企業に投資する投資信託商品（エコファンド）です。

「ぶなの森 環境アンケート」を基に、SRMが環境経営に関する調査・分析を行い、SOMPOアセットマネジメント株式会社（以下、SAM）が、組入銘柄の財務分析と運用を担当しています。

本ファンドは、SOMPOグループが環境問題への取り組みを通じて蓄積したノウハウと、年金運用で高い実績と評価を得てきた運用手法を結びつけることにより、環境対策という社会性と投資信託としての経済性を融合した金融商品となっています。

なお、純資産総額や組入銘柄等の情報については、SAMのホームページの「損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称 ぶなの森）」をご覧ください。

URL: <https://www.sompo-am.co.jp/fund/0878/>



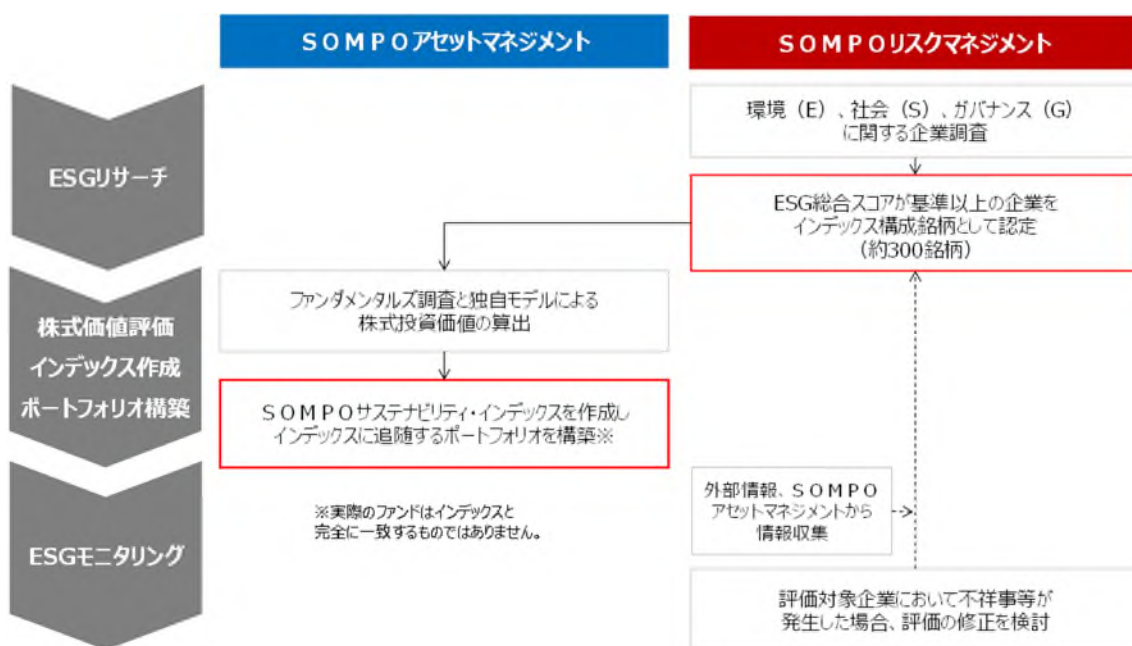
図表 9 運用プロセス(損保ジャパン・グリーン・オープン)

(2) サステナブル運用【機関投資家様向け】

2012年8月に、SAMが運用を開始した「サステナブル運用」は、ESG（環境、社会、ガバナンス）の評価が高い企業に幅広く投資する機関投資家向けのESG運用プロダクトです。SRMが実施する「ぶなの森 環境アンケート」と「ESG経営調査」によるESG総合スコアリングを基に、SAMが、株式価値評価を組み合わせ、独自に作成するアクティブ・インデックス「SOMPOサステナビリティ・インデックス」に追随するポートフォリオにて運用します。経営クオリティの高い企業（約300社）に幅広く分散投資しながら、中長期の株式価値に従ったバイ・アンド・ホールドによる長期投資を志向することで、長期投資家の資産形成に資することを目的としています。

なお、サステナブル運用は、機関投資家向けのプロダクトのため、保有銘柄に関する情報は公開していません。

サステナブル運用の投資対象銘柄（インデックス構成銘柄）に選定された企業に対しては、毎年6月頃、インデックス構成銘柄であることを示すロゴマークをご案内しています。



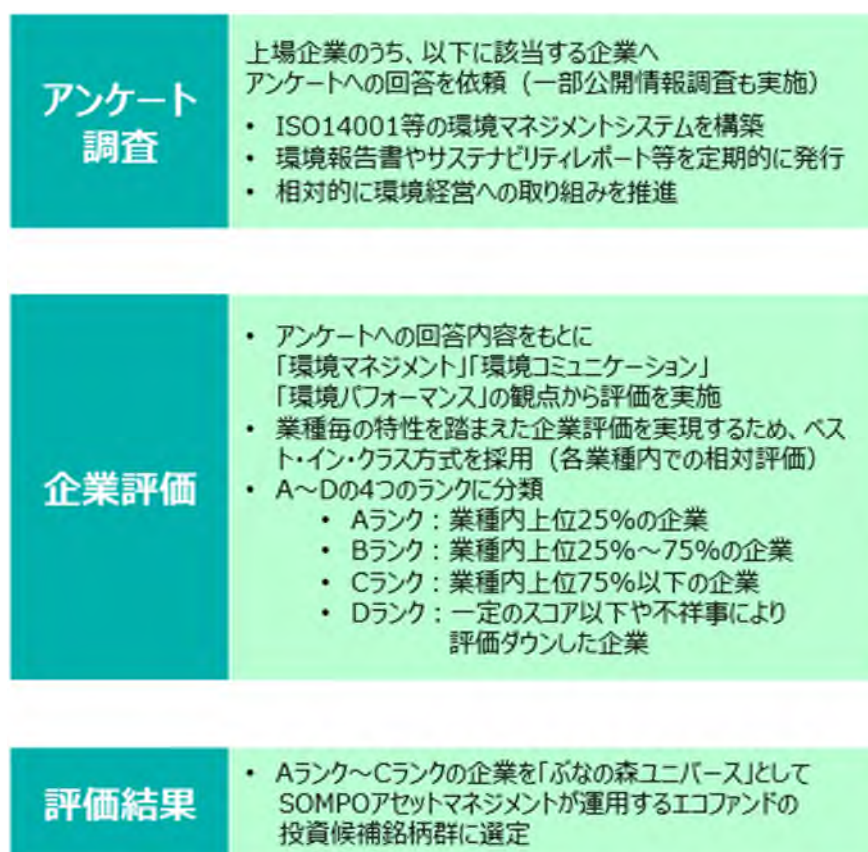
図表 10 運用プロセス(サステナブル運用)

3. 「ぶなの森 環境アンケート」の概要

(1) 分析の概要とプロセス

「ぶなの森 環境アンケート」では、ISO14001 を取得している企業や、ISO14001 と同等の環境マネジメントシステムを構築している企業、環境報告書やサステナビリティレポート、統合報告書等を定期的に発行している企業等、相対的に環境経営への取り組みが進んでいると判断される上場企業に、回答のご協力をお願いしています。回答者のご負担を減らすため、Web 上で回答して頂くシステムを採用しています。

本アンケートでは、アンケート調査の回答内容を基に、企業の環境経営への取組状況を分析し、評価します。業種毎の特性を踏まえた企業評価を実現するため、各業種内で相対的に取り組みが優れている企業を選定するベスト・イン・クラス方式を採用しています。対象企業は、東証 33 業種をベースに独自の 27 業種に分類し、各業種内で企業の環境経営を相対的に評価しています。業種内で相対的に環境経営が優れている概ね上位 25% の企業に A ランク、25%～75% の企業に B ランク、75% 以下の企業に C ランクを付与しています。また、一定のスコア以下の企業や、不祥事により評価ダウンした企業に対しては、D ランクを付与しています。「損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称 ぶなの森）」では、A～C ランクの企業を投資候補銘柄群としています。



図表 11 分析の概要とプロセス

(2)環境経営調査の分析・評価の視点

「ぶなの森 環境アンケート」は、「環境マネジメント」、「環境コミュニケーション」、「環境パフォーマンス」の3つの要素から構成されています。これら3つの要素を充足することが、環境経営を推進し企業価値を向上させていく上で重要と考えています。

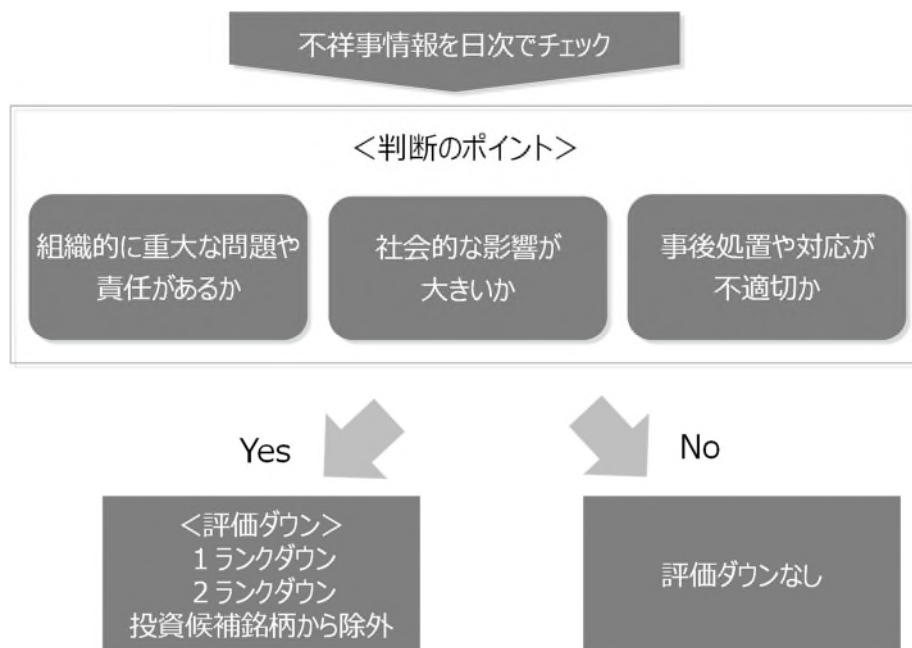
特に企業価値に重大な影響を及ぼす取り組みを重視して分析し、評価しています。また、当該業種の特性に合わせて、設問の構成や配点ウェイトを変更しています。

<p>環境 マネジメント</p>	<p>企業全体として環境経営を実行していく体制が整備されているかを評価しています。 <主な評価項目> 環境方針の制定、イニシアチブへの署名・賛同、トップの環境問題への取組姿勢、環境マネジメントシステムの構築および運用状況、ISO14001 認証の取得状況、環境監査実施状況、法令遵守、グループ企業や取引業者に対する環境配慮の要請、環境事故に対する危機管理、環境に配慮した資金の流れ 等</p>
<p>環境 コミュニ ケーション</p>	<p>自社の事業活動に伴って発生する環境関連情報をどのように開示しているか、また環境に関連する情報をステークホルダーに伝える努力をしているか等を評価しています。 <主な評価項目> 社外のステークホルダーとのコミュニケーション、各種報告書等の発行状況、事業所・製品等の環境情報の開示、環境関連のネガティブ情報の開示、従業員等への環境教育の取組状況、環境関連の社会貢献活動の実施状況 等</p>
<p>環境 パフォーマンス</p>	<p>事業活動に伴って発生する環境負荷をどの程度削減しているか、また今後どのように削減していくのか等を評価しています。 <主な評価項目> 環境関連の中長期目標の設定、環境パフォーマンス情報の把握、温暖化対策の実施状況、化学物質管理の状況、省エネ・省資源の取り組み、廃棄物削減の取り組み、水資源への配慮、生物多様性への取り組み、土壌・地下水汚染対策、ライフサイクルアセスメントの導入、環境に関する技術開発、グリーン購入・調達状況 等</p>

図表 12 環境経営調査の分析・評価の視点

(3)不祥事情報のモニタリング

「ぶなの森 環境アンケート」のほか、環境・ESG分析チームは、「コンプライアンス・企業倫理」「安全と品質」「環境」「情報」「人権・労働」に関する不祥事情報を随時ウォッチしており、重大な不祥事が発生した企業に対して、評価ダウンを行っています。不祥事情報のモニタリングのプロセスと評価ダウンの判断のポイントは、以下の通りです。



組織的に重大な問題や責任があるか
<ul style="list-style-type: none"> 行政処分の発動がされる、企業が起訴される等、法的責任の有無、賠償請求等、組織全体の問題である トップの関与等、経営層の責任が大きい、マネジメント体制に不備が指摘される 事故・事件の悪質性が高い、虚偽・隠蔽が指摘される 長期間にわたって継続的に行われている、過去に同様の事故・事件が発生している
社会的な影響が大きいか
<ul style="list-style-type: none"> 新聞（全国紙）の1面に掲載される、幅広いマスメディアに取り上げられる 一部の関係者のみならず、世間一般もしくは多くの消費者・取引先・従業員・投資家に影響を及ぼす 死者の発生等、国民生命を脅かす、生態系への甚大な被害
事後処置や対応が不適切か
<ul style="list-style-type: none"> 自社ホームページのトップページ等に情報が開示されない、事故・事件発覚後1ヶ月以上も見解発表がない等、積極的かつ迅速な情報開示がない 事後対応が見られない、見解発表後に新たな事実が発覚等、迅速な社内調査の実施、調査結果に基づく迅速な対応がない 再発防止に向けた取り組み姿勢が見られない

図表 13 不祥事情報のモニタリングプロセスと評価ダウンの判断のポイント

4. 「ぶなの森 環境アンケート」集計結果の概要

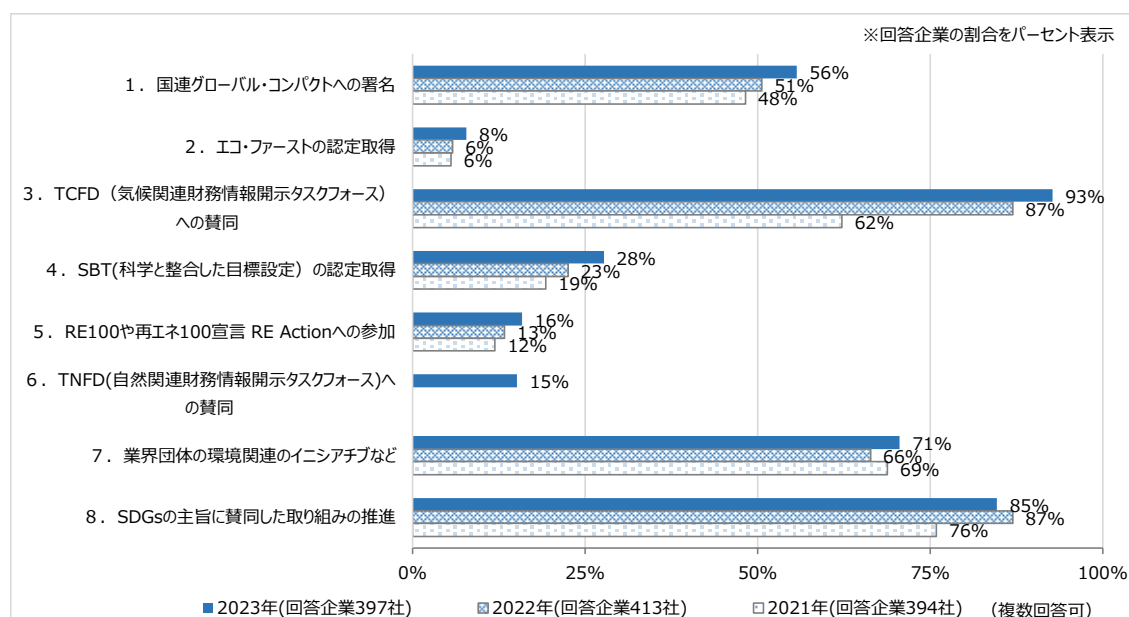
環境経営への取り組みに関して、アンケート回答企業の回答結果を一部ご紹介します。

第 I 章 環境マネジメント

■ 環境理念、方針

Q. 環境関連のイニシアチブ等に対する署名・宣言等を行っていますか。

1. 国連グローバル・コンパクトへの署名
2. エコ・ファーストの認定取得
3. TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同
4. SBT(科学と整合した目標設定)の認定取得
5. RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action への参加^(※1)
6. TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)への賛同^(※2)
7. 業界団体の環境関連のイニシアチブなど
8. SDGs の主旨に賛同した取り組みの推進



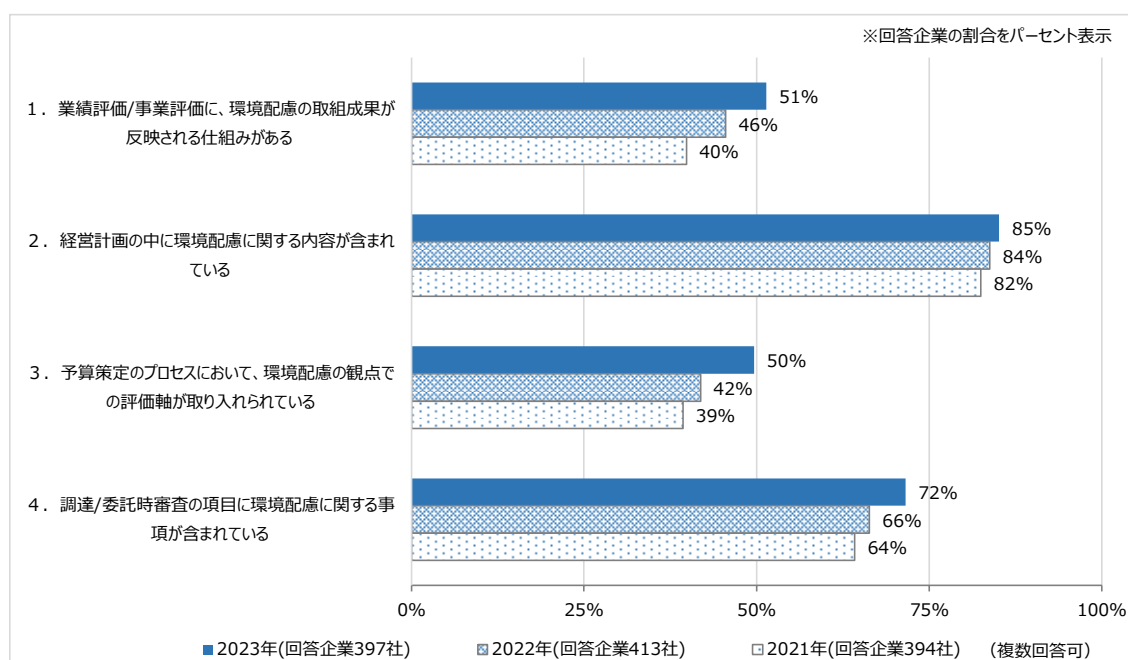
※1 2023 年度より再エネ 100 宣言、RE Action への参加も追加 ※2 2023 年度新設

本設問は、環境関連のイニシアチブ等に対する取り組みを問う設問です。2022 年 4 月から、プライム市場上場企業に対しては、「TCFD またはそれと同等の枠組み」に基づく気候変動に関する開示が求められており、本年度調査では 93%の企業が選択肢 3「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同」を選択しています。また、本年度新たに追加した選択肢 6「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)への賛同」を選択する企業は 15%となりました。2023 年 9 月に同フレームワークの最終化(v1.0)が公表されており、今後、企業の取り組みの拡大が期待されます。

■ 環境マネジメントシステム

Q. ISO14001 などの環境マネジメントシステムを事業プロセスに統合していますか。

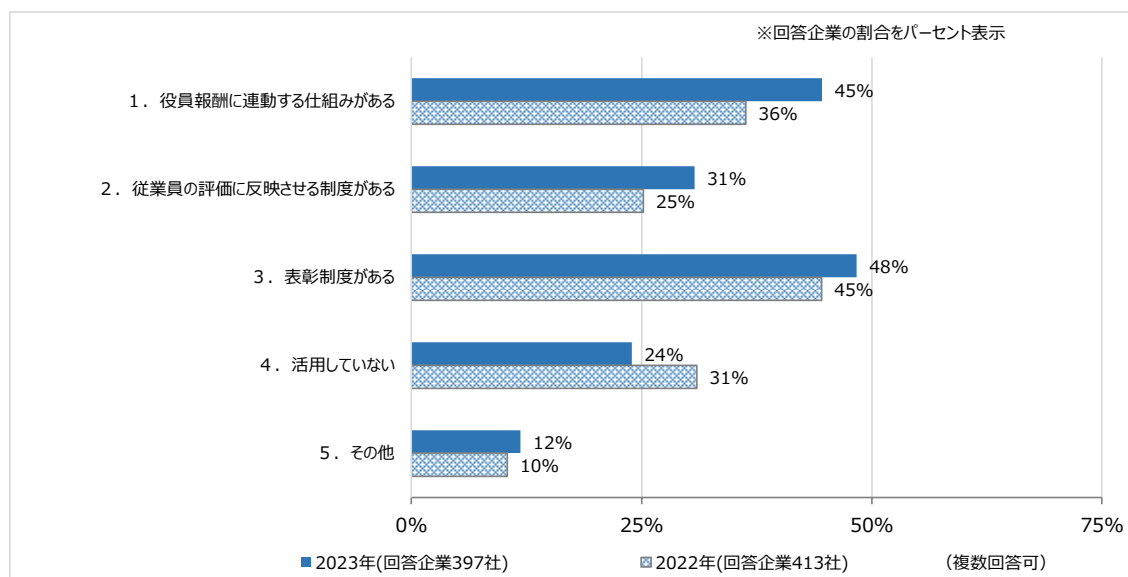
1. 業績評価/事業評価に、環境配慮の取組成果が反映される仕組みがある
2. 経営計画の中に環境配慮に関する内容が含まれている
3. 予算策定のプロセスにおいて、環境配慮の観点での評価軸が取り入れられている
4. 調達/委託時審査の項目に環境配慮に関する事項が含まれている
5. 統合されていない
6. その他



本設問は、環境マネジメントシステムを事業プロセスに統合しているかを問う設問です。すべての選択肢において、回答企業の取り組みの進展が確認されています。その中で、選択肢1「業績評価/事業評価に、環境配慮の取組成果が反映される仕組みがある」と、選択肢3「予算策定のプロセスにおいて、環境配慮の観点での評価軸が取り入れられている」の2つの選択肢は、本年度、半数以上の回答企業が選択しており、環境配慮に関する実効性のある取り組みが進んでいることが確認されます。

Q. 環境マネジメントが機能する仕組みとして、環境に関する成果について従業員や役員へのインセンティブはありますか。

1. 役員報酬に連動する仕組みがある
2. 従業員の評価に反映させる制度がある
3. 表彰制度がある
4. 活用していない
5. その他

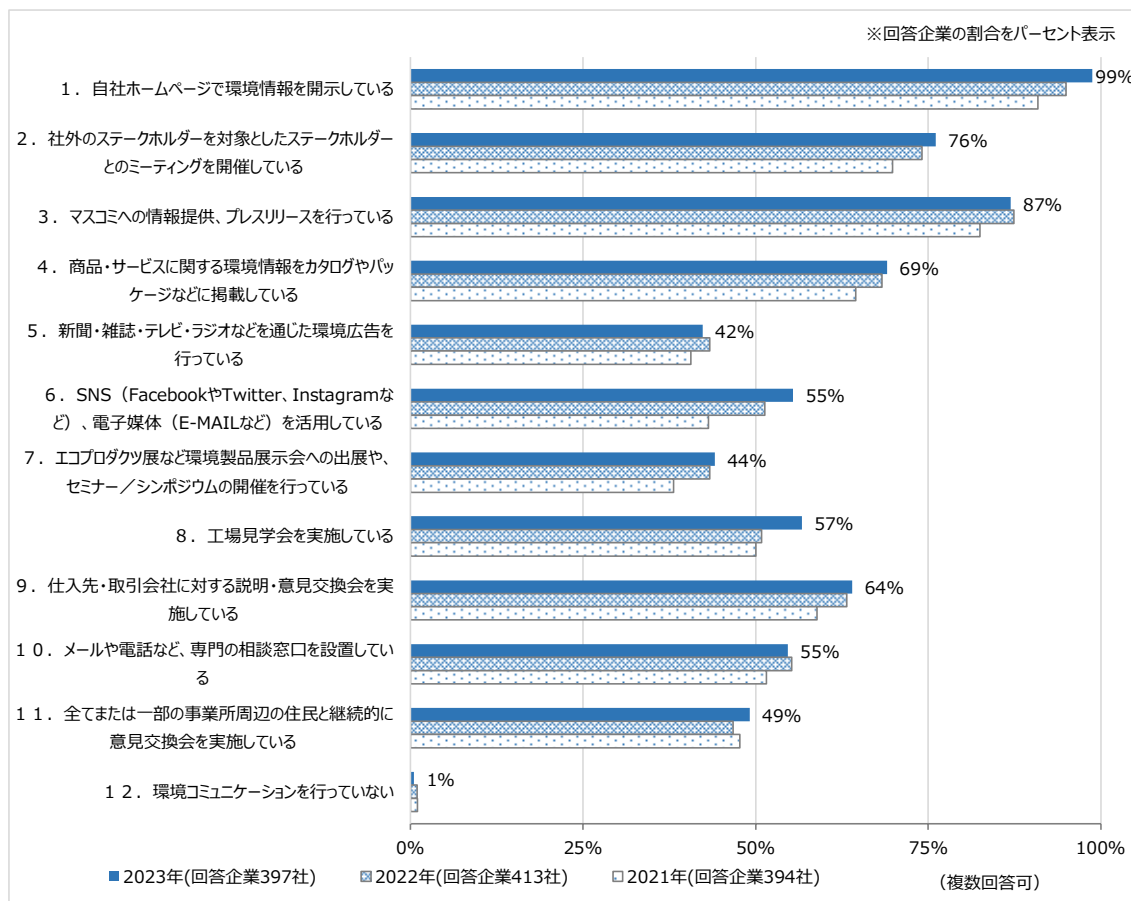


本設問は、2022年度に追加された、環境マネジメントが機能する仕組みについて問う設問です。本年度の回答では、それぞれの取り組みについての進展が見られ、特に、選択肢1「役員報酬に連動する仕組みがある」を選択する企業が大きく増加しました。また、選択肢4「活用していない」を選択する企業は減少しており、実効性を高める仕組み作りが進んでいることが確認されます。

第Ⅱ章 環境コミュニケーション

■環境コミュニケーション

Q. 過去1年の間に、社外のステークホルダーとどのような方法で環境コミュニケーションを行いましたか。

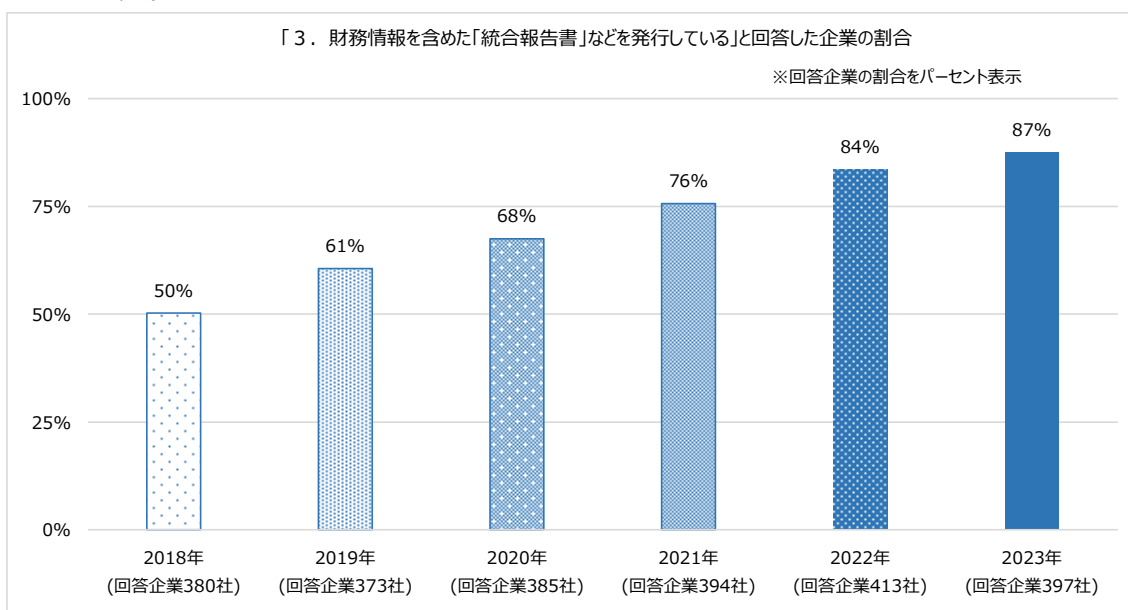


本設問は、社外のステークホルダーとのコミュニケーションについて問う設問です。選択肢1「自社ホームページで環境情報を開示している」は、ほぼすべての回答企業が選択しており、コミュニケーションツールとして定着しています。また、選択肢5「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどを通じた環境広告を行っている」の割合が減少し、選択肢6「SNS (Facebook や Twitter、Instagram など)、電子媒体 (E-MAIL など) を活用している」の割合が増加する等、時流に即したコミュニケーションの取り方が反映されているものと窥えます。なお、選択肢8「工場見学会を実施している」の増加は、コロナによる自粛の影響が解消され、企業の取り組みが活発化しているものと窥えます。

■ 環境報告書の発行

Q. 環境報告書等を継続的に発行していますか。

1. 環境を中心とした「環境報告書」、「環境・安全報告書」などを発行している
2. 企業の持続可能性に関する情報をまとめた「サステナビリティレポート」、「CSRレポート」、「環境・安全・社会報告書」などを発行している
3. 財務情報を含めた「統合報告書」などを発行している
4. その他
5. 発行していない



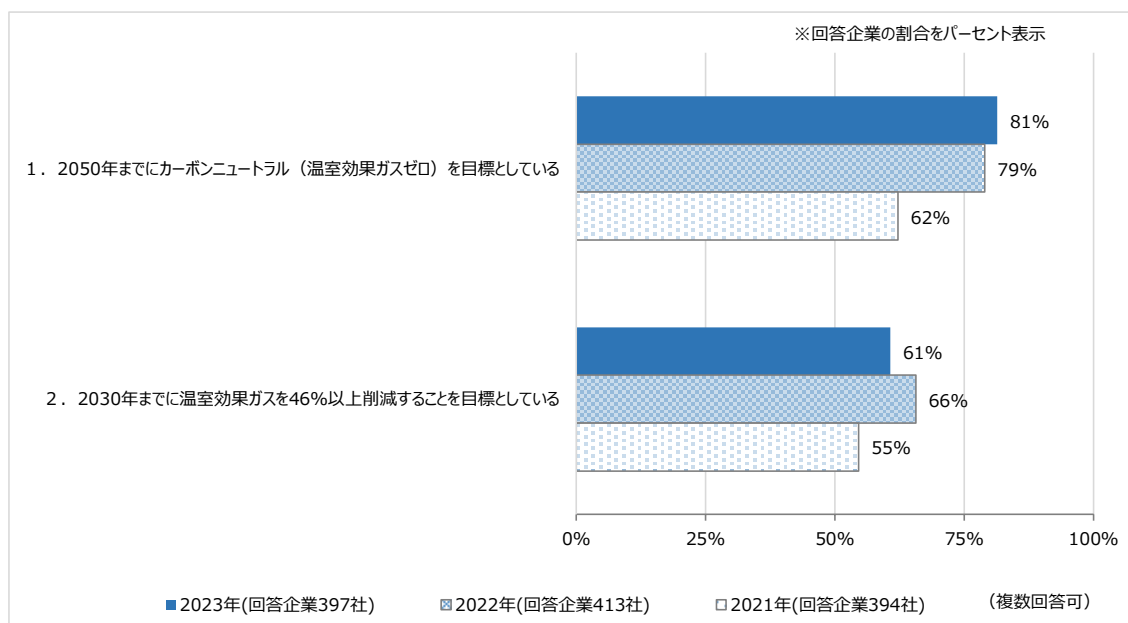
本設問は、コミュニケーションツールとしての報告書等の発行を問う設問です。2018年度からの6年間で、選択肢3「財務情報を含めた『統合報告書』等」を発行している」を選択した企業の割合は、約半分の割合から、本年度には9割に近い水準にまで拡大しています。既に、統合報告書は、企業にとって自らの経営戦略・サステナビリティ戦略をステークホルダーに理解してもらう重要なツールとなっていることが窺えます。今後は、国際的な開示基準の統一化が進んでいくと予想される中、開示内容の質の向上等も一段と求められてくることが予想されます。

第Ⅲ章 環境パフォーマンス

■ 温暖化防止に向けた取り組み

Q. 温室効果ガス削減に向けて、中長期的な数値目標を定めていますか。(複数回答可)

1. 2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガスゼロ)を目標としている
2. 2030年までに温室効果ガスを46%以上削減することを目標としている
3. 中長期的な目標は定めていない

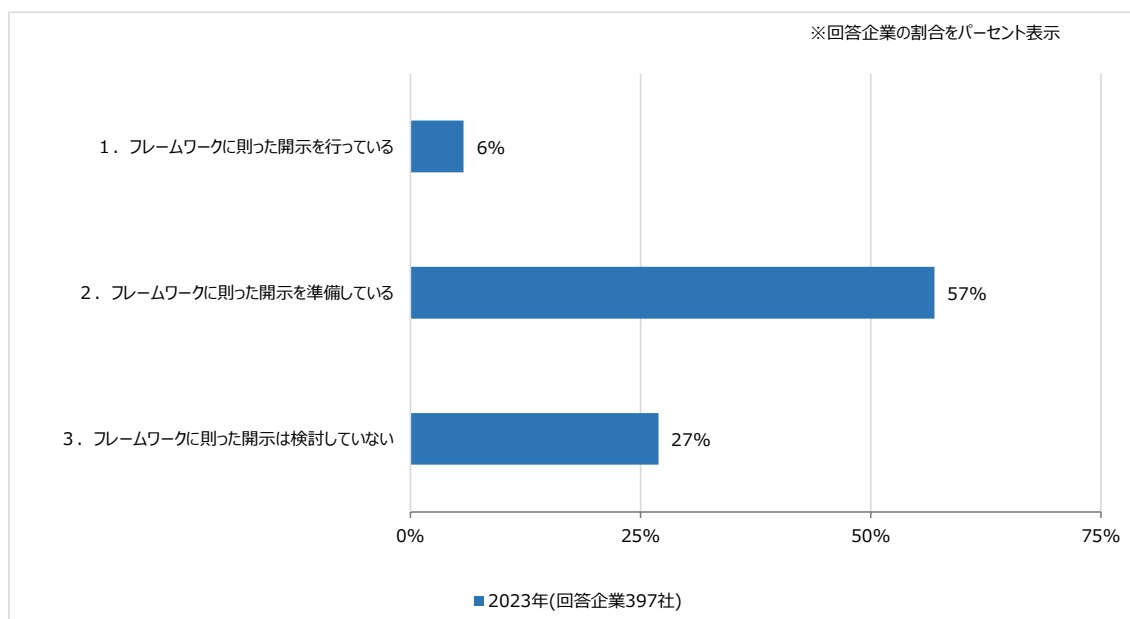


本設問は、中長期的な温室効果ガス削減目標について問う設問です。選択肢1「2050年までにカーボンニュートラル(温室効果ガスゼロ)を目標としている」については、過去3年で継続して進展がみられるものの、選択肢2「2030年までに温室効果ガスを46%以上削減することを目標としている」については、目標値として掲げる企業の割合が2022年度から2023年度にかけて5ポイント低下しました。目標達成までの時間軸が迫る中、目標の見直しに至る企業が増加した可能性があります。

■ 生物多様性への取り組み

Q. TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)フレームワークに則った開示を行っていますか。

1. フレームワークに則った開示を行っている
2. フレームワークに則った開示を準備している
3. フレームワークに則った開示は検討していない

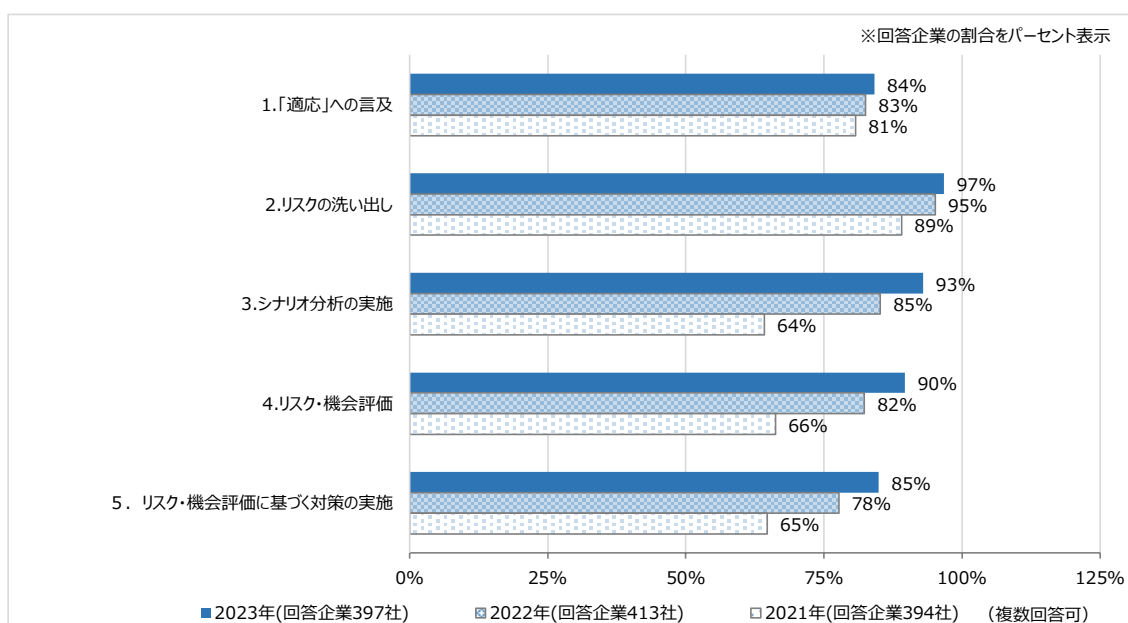


本設問は、本年度、新たに追加された設問で、TNFD についての取り組みを確認する設問です。回答企業のうち、選択肢1「フレームワークに則った開示を行っている」を選択した企業は6%に留まったものの、選択肢2「フレームワークに則った開示を準備している」を選択した企業は57%となっており、今後、取り組みの進展が期待されます。

■ 地球温暖化への適応

Q. 地球温暖化への適応に関して、どういった取り組みを行っていますか。(複数回答可)

1. 環境方針や CSR 重点課題などでの「適応」への言及
2. 地球温暖化に関連するリスク・機会の洗い出し
3. 将来の気候シナリオや社会経済シナリオを活用した分析の実施
4. 地球温暖化の将来の予測結果を用いたリスク・機会評価
5. 地球温暖化を踏まえたリスク・機会評価に基づく対策の実施
6. 既存の対策でカバーしており、「適応」に関する追加的な取り組みを行う必要性はない
7. 地球温暖化による影響と事業活動に関連がない
8. その他



本設問は、地球温暖化への適応に対する取り組みについて問う設問です。本年度の調査で、全ての取り組みについて選択率が8割を超えたことが確認されました。特に、選択肢3「将来の気候・社会・経済シナリオを活用した分析の実施」や選択肢4「地球温暖化の将来の予測結果を用いたリスク・機会評価」はここ3年で急速な取り組みの進展が確認されています。気候変動への対応が社会で求められる中、各企業がより高度かつ具体的な取り組みを進めていることが推察されます。

投資信託およびプロダクトに関わるご注意事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本や分配金が保証されているものではありません。
- 値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。
- 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期していますが、その正確性を保証するものではありません。
- 当資料記載のデータならびにシミュレーションは作成時点において過去の実績を示したものの、あるいは過去の実績や現在の市場環境から推測されたものであり、将来の結果をお約束するものではありません。また、本資料は、目標とする運用実績が達成されることを保証するものでもありません。
- 当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。
- 投資信託の取得のお申込みの際には投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時に販売会社よりお渡しいたしますので、必ずお受け取りのうえ、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- 当資料は情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、個別銘柄および株式市場全般の推奨や株価動向の上昇または下落を示唆するものではありません。
- SOMPOサステナビリティ・インデックスに関する商標、ロゴマークなど、著作権、知的財産権その他一切の権利は、損害保険ジャパン株式会社に帰属します。

【投資信託のお申込みに際しての留意事項】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客さまのご投資された金額を下回ることもあります。また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について [ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます]

■申込時に直接ご負担いただく費用 …… 申込手数料 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■換金時に直接ご負担いただく費用 …… 信託財産留保金 上限 0.5%

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用 …… 信託報酬 上限 2.09%（税抜 1.9%）

※基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬額による加算によって、ご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。また、投資先ファンドおよびユーロ円債等において上記以外にご負担いただく費用があります。これらの費用は基準価額の水準や、投資先ファンドおよびユーロ円債等の状況によって変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

■その他費用

■その他費用 …… 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。

「その他費用等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。交付目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、SOMPOアセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく交付目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。



SOMPOアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者、関東財務局長（金商）第351号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

【問い合わせ先】

SOMPOアセットマネジメント株式会社 責任投資部 snam_rio@sompo-am.co.jp

TEL 03-5290-3400（代表）（受付時間：平日※の午前9時～午後5時）

※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日